

○広島国際大学再入学規定

1998年2月5日

広学内009

改正 2005年3月7日

(準拠)

第1条 広島国際大学(以下「本大学」という)学則第21条の再入学については、この規定の定めるところによる。

(再入学資格)

第2条 本大学に再入学できる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、再入学後、成業の見込みがある者でなければならない。

イ 本大学を卒業した者

ロ 本大学を退学した者

ハ 学則第37条イ号、ロ号またはホ号により除籍になった者

2 再入学できる学部・学科は、原則として学籍喪失時の学部・学科とする。ただし、前項イ号の者は、この限りでない。

3 再入学の出願は、退学または除籍となった年度を含め、2学年度以内とする。ただし、特別な理由がある者については、この限りでない。

(再入学手続)

第3条 再入学を希望する者は、所定の志願票に検定料を添えて、本大学が定める期間に入試センター事務室を経て学長に願い出なければならない。

2 検定料については、別に定める手数料収納規定および手数料収納に関する内規による。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、毎年1回、学年の始めとする。

(選考方法)

第5条 再入学の可否および学力相当年次の判定は、志願先の教授会で欠員の有無や志願者の在学中の成績および適性などを審査し、学部長が行う。

(再入学の手続および許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに学費納入規定に定める学費を納入し、かつ所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に再入学を許可する。

(再入学者の適用学則等)

第7条 再入学を許可された者には、許可された年次の学生に適用される学則その他諸規定を適用する。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、学部長会議および各教授会の意見を聞いて、学長がこれを行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2005年4月1日から施行する。